旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合においては、当該国営市町村特別申請事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。

ア～ウ　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百二十号

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成十四年四月一日農林水産省告示第九百四十四号（漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る基準） **第三条**　令第四条第一項の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第四条第一項第二号に掲げる事業に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。 一　次に掲げる事業に該当するものであること。 イ　（略） ロ　増殖場の造成に係る事業であって次に掲げるもの (1)　海域及びこれに連接する陸地において有用水産生物の発生及び生育に適した環境を整備するため、投石、コンクリートブロック等の設置並びに干潟及び区画施設の造成、消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤の設置、導流堤、水路等の海水交流施設の設置、中間育成施設の設置及びその用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置並びに漁場の再編整備に伴う漁場の施設の撤去を行う事業 (2)　（略）	（法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る基準） **第三条**　令第四条第一項の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第四条第一項第二号に掲げる事業に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。 一　次に掲げる事業に該当するものであること。 イ　（略） ロ　増殖場の造成に係る事業であって次に掲げるもの (1)　海域及びこれに連接する陸地において有用水産生物の発生及び生育に適した環境を整備するため、投石、コンクリートブロック等の設置並びに干潟及び区画施設の造成、消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤の設置、導流堤、水路等の海水交流施設の設置、中間育成施設の設置及びその用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置を行う事業 (2)　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百二十一号

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成十四年四月一日農林水産省告示第九百四十四号（漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る基準） **第三条**　令第四条第一項の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第四条第一項第二号に掲げる事業に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。 一　次に掲げる事業に該当するものであること。 イ　（略） ロ　増殖場の造成に係る事業であって次に掲げるもの (1)　海域及びこれに連接する陸地において有用水産生物の発生及び生育に適した環境を整備するため、投石、コンクリートブロック等の設置並びに干潟及び区画施設の造成、消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤の設置、導流堤、水路等の海水交流施設の設置、中間育成施設の設置及びその用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置並びに漁場の再編整備に伴う漁場の施設の撤去を行うもの ハ　養殖場の造成に係る事業であって、海域及びこれに連接する陸地のうち未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するため、消波堤、潜堤、浮消波堤及び防氷堤の設置、区画施設の造成、導流堤、水門、水路、導水トンネル等の海水交流施設の設置、作れい、しゅんせつ、客土、耕うん等の底質改善、養殖施設用の用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置並びに漁場の再編整備に伴う漁場の施設の撤去を行うもの ニ　漁場の保全のための事業であって次に掲げるもの (1)　（略） (2)　効用の低下している漁場の生産力の回復又は水産資源の生息場の環境の改善を図るために行う堆積物の除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、客土、覆土等の底質改善、水路等の海水交流施設の設置、投石、コンクリートブロック等の設置並びに干潟及び区画施設の造成並びにこれらに関連する事業並びに漁場の再編整備に伴う漁場の施設の撤去 二～四　（略）	（法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る基準） **第三条**　令第四条第一項の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第四条第一項第二号に掲げる事業に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。 一　次に掲げる事業に該当するものであること。 イ　（略） ロ　増殖場の造成に係る事業であって次に掲げるもの (1)　海域及びこれに連接する陸地において有用水産生物の発生及び生育に適した環境を整備するため、投石、コンクリートブロック等の設置並びに干潟及び区画施設の造成、消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤の設置、導流堤、水路等の海水交流施設の設置、中間育成施設の設置及びその用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置を行う事業 ハ　養殖場の造成に係る事業であって、海域及びこれに連接する陸地のうち未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するため、消波堤、潜堤、浮消波堤及び防氷堤の設置、区画施設の造成、導流堤、水門、水路、導水トンネル等の海水交流施設の設置、作れい、しゅんせつ、客土、耕うん等の底質改善、養殖施設用の用地の造成並びにこれらに関連する施設の設置を行うもの ニ　漁場の保全のための事業であって次に掲げるもの (1)　（略） (2)　効用の低下している漁場の生産力の回復又は水産資源の生息場の環境の改善を図るために行う堆積物の除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、客土、覆土等の底質改善、水路等の海水交流施設の設置、投石、コンクリートブロック等の設置並びに干潟及び区画施設の造成並びにこれらに関連する事業を行う事業 二～四　（略）